

フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案  
法令協議（令和4年10月7日付け）からの修正箇所

(下線部分が修正箇所)

条項	修 正 後	修 正 前
題名	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律	フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律
目次	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 <u>特定受託事業者</u>に係る取引の適正化（第三条—第十一条）</p> <p>第三章 <u>特定受託業務従事者</u>の就業環境の整備（第十二条—第二十条）</p> <p>第四章 雜則（第二十一条—第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条—第二十六条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 <u>フリーランス</u>に係る取引の適正化（第三条—第十一条）</p> <p>第三章 <u>フリーランス</u>の就業環境の整備（第十二条—第二十条）</p> <p>第四章 雜則（第二十一条—第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（第二十四条—第二十六条）</p> <p>附則</p>
第一条	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が<u>事業者として受託した業務に安定的に従事する</u>ことができる環境を整備するため、<u>特定受託事業者</u>に業務委託をする事業者について、<u>特定受託事業者</u>の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、<u>特定受託事業者</u>に係る取引の適正化及び<u>特定受託業務従事者</u>の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が<u>フリーランスとして安定的に働く</u>ことができる環境を整備するため、<u>フリーランス</u>に業務委託をする事業者について、<u>フリーランス</u>の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、<u>フリーランス</u>に係る取引の適正化及び<u>フリーランス</u>の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
第二条	(定義)	(定義)

	<p>第二条 この法律において「<u>特定受託事業者</u>」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。<u>第六項第二号</u>において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</p> <p><u>2 この法律において「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である前項第一号に掲げる個人及び特定受託事業者である同項第二号に掲げる法人の代表者をいう。</u></p> <p><u>3～4</u> (略)</p> <p><u>5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（<u>第三項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。<u>第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項</u>を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。</u></p>	<p>第二条 この法律において「<u>フリーランス</u>」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。<u>第五項第二号</u>において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの（新設）</p> <p><u>2～3</u> (略)</p> <p><u>4 この法律において「業務委託事業者」とは、フリーランスに業務委託をする事業者をいう。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合にフリーランスの給付（<u>第二項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。<u>第五条第一項第一号及び第三号</u>を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。</u></p>
第二章 見出し	第二章 <u>特定受託事業者</u> に係る取引の適正化	第二章 <u>フリーランス</u> に係る取引の適正化
第三条	( <u>特定受託事業者</u> の給付の内容その他の事項の明示等) 第三条 業務委託事業者は、 <u>特定受託事業者</u> に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めると	( <u>フリーランス</u> の給付の内容その他の事項の明示等) 第三条 業務委託事業者は、 <u>フリーランス</u> に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところ

	<p>ころにより、<u>特定受託事業者</u>の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により<u>特定受託事業者</u>に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により<u>特定受託事業者</u>に対し明示しなければならない。</p> <p>2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、<u>特定受託事業者</u>から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、<u>特定受託事業者</u>の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>ろにより、<u>フリーランス</u>の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）により<u>フリーランス</u>に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を<u>フリーランス</u>に対し明示しなければならない。</p> <p>2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、<u>フリーランス</u>から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、<u>フリーランス</u>の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p>
第四条	<p>（報酬の支払期日等）</p> <p>第四条 特定業務委託事業者が<u>特定受託事業者</u>に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が<u>特定受託事業者</u>の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が<u>特定受託事業者</u>の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、<u>特定受託事業者</u>から当該役務の提供を受けた日。次項において同</p>	<p>（報酬の支払期日等）</p> <p>第四条 特定業務委託事業者が<u>フリーランス</u>に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が<u>フリーランス</u>の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が<u>フリーランス</u>の給付を受領した日（第二条第二項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、<u>フリーランス</u>が当該役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算</p>

じ。) から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日

して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者がフリーランスの給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者がフリーランスの給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部についてフリーランスに再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項をフリーランスに対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過した日の前日が、それぞれ報酬の支

	<p>と定められたものとみなす。</p> <p>5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、<u>特定受託事業者</u>の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならぬ。</p> <p>6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした<u>特定受託事業者</u>に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。</p>	<p>払期日と定められたものとみなす。</p> <p>5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならぬ。ただし、<u>フリーランス</u>の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならぬ。</p> <p>6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした<u>フリーランス</u>に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。</p>
第五条	<p>（特定業務委託事業者の遵守事項）</p> <p>第五条 特定業務委託事業者は、<u>特定受託事業者</u>に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（<u>第二条第三項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>特定受託事業者</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>特定受託事業者</u>の給付の受領を拒むこと。</li> <li>二 <u>特定受託事業者</u>の責めに帰すべき事由がないのに、</li> </ul>	<p>（特定業務委託事業者の遵守事項）</p> <p>第五条 特定業務委託事業者は、<u>フリーランス</u>に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（<u>第二条第二項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>フリーランス</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>フリーランス</u>の給付の受領を拒むこと。</li> <li>二 <u>フリーランス</u>の責めに帰すべき事由がないのに、報</li> </ul>

	<p>報酬の額を減ずること。</p> <p>三 <u>特定受託事業者</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>特定受託事業者</u>の給付を受領した後、<u>特定受託事業者</u>にその給付に係る物を引き取らせること。</p> <p>四 <u>特定受託事業者</u>の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。</p> <p>五 <u>特定受託事業者</u>の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、<u>特定受託事業者</u>に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、<u>特定受託事業者</u>の利益を不当に害してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 <u>特定受託事業者</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>特定受託事業者</u>の給付の内容を変更させ、又は<u>特定受託事業者</u>の給付を受領した後（<u>第二条第三項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、<u>特定受託事業者</u>から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。</li> </ul>	<p>報酬の額を減ずること。</p> <p>三 <u>フリーランス</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>フリーランス</u>の給付を受領した後、<u>フリーランス</u>にその給付に係る物を引き取らせること。</p> <p>四 <u>フリーランス</u>の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。</p> <p>五 <u>フリーランス</u>の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、<u>フリーランス</u>に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、<u>フリーランス</u>の利益を不当に害してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>二 <u>フリーランス</u>の責めに帰すべき事由がないのに、<u>フリーランス</u>の給付の内容を変更させ、又は<u>フリーランス</u>の給付を受領した後（<u>第二条第二項第二号</u>に該当する業務委託をした場合にあっては、<u>フリーランス</u>が当該役務の提供をした後）に給付をやり直させること。</li> </ul>
第六条	<p>(申出等)</p> <p>第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける<u>特定受託事業者</u>は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p>	<p>(申出等)</p> <p>第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける<u>フリーランス</u>は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p>

	<p>2 (略)</p> <p>3 業務委託事業者は、<u>特定受託事業者</u>が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該<u>特定受託事業者</u>に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 業務委託事業者は、<u>フリーランス</u>が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該<u>フリーランス</u>に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。</p>
第七条	<p>(中小企業庁長官の請求)</p> <p>第七条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、第三条の規定に違反したかどうか又は前条第三項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 中小企業庁長官は、<u>特定業務委託事業者</u>について、<u>第四条第五項若しくは第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は同条第一項（同号に係る部分に限る。）の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、<u>公正取引委員会</u>に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</u></p>	<p>(中小企業庁長官の請求)</p> <p>第七条 中小企業庁長官は、業務委託事業者について、<u>第三条若しくは第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定に違反したかどうか又は第四条第五項、第五条第一項第一号若しくは前条第三項の規定に違反しているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</u></p> <p>(新設)</p>
第八条	<p>(勧告)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 公正取引委員会は、<u>特定業務委託事業者</u>が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該<u>特定業務委託事業者</u>に対し、速やかに報酬を支払うことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 公正取引委員会は、<u>特定業務委託事業者</u>が第四条第五項の規定に違反していると認めるときは、当該<u>特定業務委託事業者</u>に対し、速やかに報酬を支払うことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>

	<p>3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が<u>第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)</u>の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに<u>特定受託事業者の給付を受領すべきこと</u>その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定に違反したと認めるとときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに<u>その報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきこと</u>その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が<u>第五条第二項</u>の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに<u>当該特定受託事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを</u>勧告することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>3 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が<u>第五条第一項第一号</u>の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに給付を受領すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定に違反したと認めるとときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに<u>その減じた額を支払い、フリーランスの給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきこと</u>その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 公正取引委員会は、特定業務委託事業者<u>について</u><u>第五条第二項</u>の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに<u>当該フリーランスの利益を保護するため必要な措置をとるべきことを</u>勧告することができる。</p> <p>6 (略)</p>
第十一条	<p>(報告及び検査)</p> <p>第十一条 中小企業庁長官は、第七条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、<u>特定業務委託事業者</u>、<u>特定受託事業者</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第十一条 中小企業庁長官は、第七条の規定の施行に必要な限度において、業務委託事業者、<u>フリーランス</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 公正取引委員会は、第八条及び第九条第一項の規定の</p>

	<p>施行に必要な限度において、業務委託事業者、<u>特定業務委託事業者</u>、<u>特定受託事業者</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>施行に必要な限度において、業務委託事業者、<u>フリーランス</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>
第三章 見出し	第三章 <u>特定受託業務従事者</u> の就業環境の整備	第三章 <u>フリーランス</u> の就業環境の整備
第十二条	<p>(募集情報の的確な表示)</p> <p>第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る<u>特定受託事業者</u>の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(募集情報の的確な表示)</p> <p>第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る<u>フリーランス</u>の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
第十三条	<p>(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)</p> <p>第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である<u>特定受託事業者</u>からの申出に応じて、当該<u>特定受託事業者</u>（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号</p>	<p>(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)</p> <p>第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である<u>フリーランス</u>からの申出に応じて、当該<u>フリーランス</u>が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条に</p>

	<p><u>に掲げる法人である場合にあっては、その代表者</u>が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務<u>に従事する</u>ことができるよう、<u>その者</u>の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である<u>特定受託事業者</u>からの申出に応じて、当該<u>特定受託事業者</u>（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、<u>その代表者</u>）が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務<u>に従事する</u>能够在うよう、<u>その者</u>の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。</p>	<p>において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務<u>を行う</u>ができるよう、<u>当該フリーランス</u>の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、その行う継続的業務委託以外の業務委託の相手方である<u>フリーランス</u>からの申出に応じて、当該<u>フリーランス</u>が育児介護等と両立しつつ当該業務委託に係る業務<u>を行う</u>ができるよう、<u>当該フリーランス</u>の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。</p>
第十四条	<p>（業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等）</p> <p>第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る<u>特定受託業務従事者</u>に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、<u>その者</u>からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 性的な言動に対する<u>特定受託業務従事者</u>の対応により<u>その者</u>（<u>その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者</u>である場合にあっては、<u>当該法人</u>）に係る業務</p>	<p>（業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等）</p> <p>第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る<u>第二条第一項第一号に掲げる者</u>又は同項第二号に掲げる者の<u>代表者</u>（以下この条において「<u>行為対象者</u>」と総称する。）に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、<u>当該行為対象者</u>からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 性的な言動に対する<u>行為対象者</u>の対応により<u>当該行為対象者</u>に係る業務委託の条件について不利益を与える、又は性的な言動により<u>行為対象者</u>の就業環境を害</p>

	<p>委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により<u>特定受託業務従事者</u>の就業環境を害すること。</p> <p>二 <u>特定受託業務従事者</u>の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により<u>その者</u>の就業環境を害すること。</p> <p>三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより<u>特定受託業務従事者</u>の就業環境を害すること。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、<u>特定受託業務従事者</u>が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、<u>その者</u>(<u>その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人</u>)に対し、業務委託に係る契約の解除<u>その他の</u>不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>すること。</p> <p>二 <u>行為対象者</u>の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により<u>当該行為対象者</u>の就業環境を害すること。</p> <p>三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより<u>行為対象者</u>の就業環境を害すること。</p> <p>2 特定業務委託事業者は、<u>行為対象者</u>が前項の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、<u>当該行為対象者</u>に対して業務委託に係る契約の解除<u>その他</u>不利益な取扱いをしてはならない。</p>
第十六条	<p>(解除等の予告)</p> <p>第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)をしようとする場合には、当該契約の相手方である<u>特定受託事業者</u>に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>特定受託事業者</u>が、前項の予告がされた日から同項の</p>	<p>(解除等の予告)</p> <p>第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。)をしようとする場合には、当該契約の相手方である<u>フリーランス</u>に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>フリーランス</u>が、前項の予告がされた日から同項の契</p>

	<p>契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該<u>特定受託事業者</u>に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該<u>フリーランス</u>に対し、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p>
第十七条	<p>(申出等)</p> <p>第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする<u>特定受託事業者</u>は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(申出等)</p> <p>第十七条 特定業務委託事業者から業務委託を受け、又は受けようとする<u>フリーランス</u>は、この章の規定に違反する事実がある場合には、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
第十八条	<p>(勧告)</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、特定業務委託事業者が、第十二条、第十四条、第十六条又は前条第三項において準用する第六条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、その違反を是正し、又は防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
第二十条	<p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分を除く。)及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、<u>特定受託事業者</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 厚生労働大臣は、第十八条(第十四条に係る部分を除く。)及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、特定業務委託事業者、<u>フリーランス</u>その他の関係者に対し、業務委託に関し報告をさせ、又はその職員に、こ</p>

	<p>これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の<u>規定による立入検査について準用する。</u></p>	<p>これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の立入検査について準用する。</p>
第二十一条	<p>(特定受託事業者からの相談対応に係る体制の整備)</p> <p>第二十一条 国は、<u>特定受託事業者</u>に係る取引の適正化及び<u>特定受託業務従事者</u>の就業環境の整備に資するよう、<u>特定受託事業者</u>からの相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(フリーランスからの相談対応に係る体制の整備)</p> <p>第二十一条 国は、<u>フリーランス</u>に係る取引の適正化及び<u>その就業環境の整備</u>に資するよう、<u>フリーランス</u>からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
理由	<p>理 由</p> <p>我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が<u>事業者として受託した業務に安定的に従事する</u>ことができる環境を整備するため、<u>特定受託事業者</u>に業務委託をする事業者について、<u>特定受託事業者</u>の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	<p>理 由</p> <p>我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が<u>フリーランスとして安定的に働く</u>ことができる環境を整備するため、<u>フリーランス</u>に業務委託をする事業者について、<u>フリーランス</u>の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>

(以上)